

史料研究

マムルーク朝後期エジプトの
土地調査記録の継承と更新
——イブン・アルジーアーン
『エジプトの村々の名前についての輝かしき至宝
al-Tuhfa al-Saniya』の再検討を通じて——

熊倉 和歌子

はじめに

マムルーク朝 (648-922/1250-1517) の土地行政については、検地台帳や徴税台帳といった土地行政に関わるまとまった文書史料が伝世していないため、その実態の多くが不明のままである⁽¹⁾。とりわけ、イクター制を確立したとされるナースィル検地 (713-725/1315-25) 以降については、土地調査や土地記録の更新がどのようになされていたのかという問題を検討する手がかりが少ない中で、国有地の私有化といったイクター制の変容が議論されている⁽²⁾。このような研究状況の中、ヤフヤー・ブン・アルジーアーン *Yahyā b. al-Jī‘ān* (d. 885/1480) による『エジプトの村々の名前についての輝かしき至宝 *Kitāb al-Tuhfa al-Saniya bi-Asmā' al-Bilād al-Miṣriya*』(以後 *Tuhfa* と略記) は、イブン・ドゥクマーク *Ibn Duqmāq* (d. 809/1406) による『諸都市の中心にある勝利の書 *Kitāb al-Intiṣār li-Wāsiṭa 'Iqd al-Amṣār*』(以後 *Intiṣār* と略記) と並び、エジプトの村々の土地情報を伝える叙述史料であり、マムルーク朝土地制度研究には欠かすことができないものとして利用されてきた。しかし、先行研究における *Tuhfa* の利用には、写本群の全体像が十分に把握されないまま行われた19世紀の校訂が定本として研究に利用されている点や、*Tuhfa* の記録の来歴や編纂の目的、いつの記録を反映しているかなどについて十分な議論がされないまま数的情報だけが抽出され利用

されてきたなどの問題点が指摘できる。

筆者は、10/16世紀半ばのオスマン朝期エジプトで編纂された土地調査台帳『軍務台帳 *Daftar Jayshī*』（以後 *DJ* と略記）に引用されているマムルーク朝期の台帳について論じた論文で、*Tuhfa* が『アシュラフ・シャーバーン・ブン・フサインの時代の A.H. 777年シャッワール月末日（西暦1376年）までに決定された事柄についての黄色の皮表紙に綴じられているムラッバウ台帳 *al-Daftar al-Murabba‘ bil-jild al-asfar ‘ammā istaqarra ‘alayhi al-hāl ilā ākhir shahr shawwāl sana 777 ‘an zaman al-Ashraf Sha‘bān b. Ḥusayn*』（以後『ムラッバウ台帳』と略記）の記録に基づいていることを明らかにした⁽³⁾。本稿では、最初に *Tuhfa* の校訂に使用された写本情報を整理して、写本群の中で唯一 *Tuhfa* の名を題名に持つ写本 MS. Huntington 2（オクスフォード大学ボドリアン図書館所蔵）を取り上げ、この写本の書写年代や書写目的、原本の編纂者としてのヤフヤーの役割を検討する。次に、*Tuhfa* と *DJ* の記録を比較して、*Tuhfa* の数的情報（耕作面積・税収高）がいつの時代の記録であるかについて考察する。以上の考察から、*Tuhfa* が何を目的にして編纂されたものであるかを明らかにしながら、マムルーク朝における土地文書行政の一面を探っていきたい。

第1章 *Tuhfa* 研究と問題点

Tuhfa は、下エジプト13地方 (iqlīm)、上エジプト7地方の村々を地方ごとに村名のアルファベット順に並べ、各村の土地情報を列記したものである。村ごとに記される情報は、耕作面積 (misāḥa)、リザク地 (rizqa, 複数形 rizaq) 面積⁽⁴⁾、税収高 (‘ibra)、シャーバーン II 世 al-Ashraf Sha‘bān (r. 764-78/1363-77) 期の土地権利者、「現在 (al-ān)」の土地権利者である。*Tuhfa* を用いた研究は17世紀に始まり、19世紀末に出版されたモリッツ Bernard Moritz による *Tuhfa* の校訂（初版1898年、再版1974年）を経て、現在に至る。ここでは、近代における *Tuhfa* 研究について整理をし、その問題点について明らかにしたい。

Tuhfa を用いた最初の研究は、神学者、東洋学者であり司書のフランスのカトリック教会司祭ピケ Louis Picques (1637-1699) によるものである。ピケは *Tuhfa* 系写本のひとつで現在フランス国立図書館 (Bibliothèque Nationale de France)（以後 BNF と略記）に所蔵されている写本 MS. arabe 2262をもとにして、村名と数的情報を表にしてまとめた⁽⁵⁾。

MS. arabe 2262は、葉数120葉、縦27cm×横18cm、行数21行。BNFの書誌目録によると、書名が『エジプトの地方の村々と各村の税収高、面積について *Kitāb Dhikr mā bi-Aqālīm Miṣr min al-Buldān wa ‘Ibra kull Baladi-hi wa kam Misāḥati-hā faddān*』であり、827/1423-4年に書写されたものであるという⁽⁶⁾。しかし、筆者がこの写本（デジタル画像）を確認したところ、表紙にはこのような書名は記されておらず、代わりにこの写本の書名らしいものとして、表紙の上部に『エジプトの地方の村々について *mā bi-Aqālīm Miṣr min al-Buldān*』と記され、また表紙の中央には「これは『エジプトの歴史、地方、村々、そしてそれらに続く驚きや不思議についての書』である *hādihā Kitāb Tārīkh Miṣr wa Aqālīm-hā wa Buldān-hā wa mā yalī-hā min al-‘Ajā‘ib wal-Gharīb*』と記されている。また書写年代についての記述はないが、本文には827/1423-4年以降に生存しているアミールの名前が記されているため、BNFの書誌目録にある書写年代は誤りである。著者については、「大イマームであるマスウーディー al-Mas‘ūdī による」とのみ記されているが、この人物については不詳である。

ピケの後、言語学者、東洋学者であるフランス人学者サシ Silvestre de Sacy (1758-1838) は、1810年、MS. arabe 2262とその他の写本を用いて、土地に関する数的情報を表にまとめた。サシの関心は、777/1376年の記録とサシの時代の状況とを比較して、「先見の明のない統治の下でこの美しい国が何を失ったのか、そしてよりよい統治の下ではこの国は何を得られるのか」について知ることにあった⁽⁷⁾。よってサシの作成した表には、アラビア語及びフランス語の表記による村名と耕作面積、リザク地面積、税収高の情報のみが記され、

土地権利者については記載がない。

サシが用いた写本は、MS. arabe 2262の他、オクスフォード大学ボドリアン図書館所蔵 MS. Huntington 2 (以後 MS. Hunt 2と略記)、ウィーン写本、バチカン写本 MS. Vaticani Arabi 267 (以後 MS. Vatと略記) の計4写本である。サシの研究の序文によると、MS. Hunt 2は、書名に *Tuhfa* の名が冠せられており、著者がヤフヤー・ブン・アルジーアーンであることが記されている写本である。さらにこれには、アミールであるアルセイフィー・ユーシュベイ Alseifi Youschbey の命で編纂されたことが記されており、これらのことからサシは、MS. Hunt 2が *Tuhfa* 写本の原本だと考えている。しかし、サシは実際にこの写本を見ておらず、イスタンブルのオーストリア帝国公使館の秘書を務めたこともあり、当時モルダヴィアのオーストリア領事であったハンマー M. Hammer からこの写本の抜粋を借りて見たという⁽⁸⁾。その抜粋とは、サシがまとめた表と同様に、村名をアラビア語とフランス語で表記し、耕作面積とリザク地面積、税収高を表にまとめたものだったという⁽⁹⁾。ウィーン写本については、MS. Hunt 2と同様に、サシはハンマーから提供された写本の抜粋の写しを参照した。この写本は *Tuhfa* 系写本をトルコ語に翻訳したもので、翻訳はカイロの財務省での利用のために命じられたとしている⁽¹⁰⁾。また、MS. Vat は、エジプトの村名をアルファベット順に並べた村名リストである⁽¹¹⁾。

これらの写本間では、地名の書き方において、MS. arabe 2262ではアラビア文字の点がふられていないが MS. Hunt 2では必ずふられていること、バチカン写本やウィーン写本は間違いが多いことなどの相違点があったが、サシはできる限り MS. arabe 2262に従い、他写本と異なる場合には注を付すという方法をとった⁽¹²⁾。このようにして完成したサシの研究は、「1376年、スルターン・マリク・アルアシュラフ・シャーバーン統治期におけるエジプトの地方と村々の状況 *État des provinces et des villages de l'Égypte, dressé en l'année 1376, sous le règne du Sultan Mélic-Alaschraf Schaban*」として *Relation de l'Égypte* に収録されている⁽¹³⁾。

サシの研究から約1世紀後の1898年、ドイツ人東洋学者であり、エジプト国立図書館 (Dār al-Kutub al-Miṣriya) の前身であるヘディーヴ図書館 (al-Kutubkhāna al-Khidwīya) の館長 (1898-1911) を務めたモリッツによって初めて *Tuhfa* が校訂された。ピケヤサシの研究は、数的情報の抜粋であったが、この校訂により土地権利者に関する情報が得られるようになった。モリッツは校訂を行うにあたって、サシが作成した表と、新たに以下の3写本を参照した⁽¹⁴⁾。

1. エジプト国立図書館所蔵写本 MS. Geographiya 'Arabi 316

(以後 MS. Dār と略記)

葉数139葉、縦21cm×横16cm、行数17行で、モリッツによれば、およそ150年前に書写された写本だという。書名についてモリッツは、『エジプトの税収高、面積とアシュラフィーヤ期における A.H. 777年シャツワール月末日までに決定された事柄 *Ibra Misāḥat al-Diyār al-Miṣriya wa mā istaqarra 'alay-hi al-ḥāl ilā ākhir shahr Shawwāl 777 fī al-ayyām al-Ashrafīya*』であるとしているが、実際筆者がこの写本のマイクロフィルムを見たところ、表紙はなく、書名を知る手がかりがない。最初の葉には、「イブン・アルジーアーンによる『輝かしき至宝』 *al-Tuhfa al-Saniya li-Ibn al-Ji'ān*」と書かれているが、これは後世に館員の手で書かれたものである。

2. アミン・サーミー Amīn Samī 所蔵私家写本

(以後 MS. Amīn と略記)

葉数81葉、縦33cm×横20.5cm、行数23行。この写本は、エジプト人の歴史家アミン・サーミー (1857-1941) が所有していた写本である⁽¹⁵⁾。モリッツはこの写本の現物を見ることはできなかったが、写しを参照した。モリッツによると、写本は最後の部分が欠けており、年代的にはかなり古いものを書き写した写本ではないかという。また、この写本の書名と著者については、「ナースィル検地の書記であるアフマド・ブン・アルジーアーンが編纂した、『エジプトの地方についての輝かしき至宝』 *al-Tuhfa al-Saniya fī al-Aqālim*

al-Miṣriyya, jama'a al-faqīr Aḥmad b. al-Jī'ān kātib al-rawk al-Nāṣiri」であるという⁽¹⁶⁾。現在この写本の所在は不明である。

3. シュフェル M. Charles Schefer 所蔵私家写本 BNF,

MS. arabe 5965 (以後 MS. arabe 5965 と略記)

葉数121葉、縦25cm×横17cm、行数21行。モリッツは、907年ジュマダーII月9日/1501年12月21日付けの写本としているが、筆者が実際に確認したところ、970年ジュマダーII月19日/1563年2月13日の日付であった⁽¹⁷⁾。書名は、モリッツの言うとおり、『チルクセス台帳 *Daftar al-Jarākisa*』と記されていた。モリッツはこの写本 MS. arabe 5965 とサシが参照した MS. arabe 2262 を混同しており、モリッツ自身はサシが参照したことのない写本を利用したこと気づかなかったようである⁽¹⁸⁾。

なお、モリッツは MS. Hunt 2 を実際に見ることができず、最初と最後の葉の写真のみを見た。MS. Hunt 2 の本文中の情報については、サシの作成した表を参照したという⁽¹⁹⁾。モリッツは、サシがまとめた表と上述の3写本の情報を並べ、情報に相違がある場合は、モリッツがより正確であると判断した情報を選び、注を付しながら校訂を行なった⁽²⁰⁾。すなわち、モリッツの校訂は、底本が定められておらず、情報の取捨選択には校訂者の主観が入り込んでいるという問題点がある。そして、実際に原本を見ていない MS. Hunt 2 や MS. Amin、実際に見た MS. Dār や MS. arabe 5965 という信頼度が様でない情報を、優劣をつけずに並列に扱っている。また、これらの写本は、各写本で題名や筆者が異なる点に対しても配慮がなされていない。同様に、モリッツは、数値情報において MS. Dār と MS. Amin、MS. arabe 5965 と MS. Hunt 2 がそれぞれ類似するが、これら2グループ間の数値情報は類似性に乏しいと指摘しているにも関わらず、全ての写本を *Tuhfa* の写本として扱っている。書式や情報が類似しているというだけで、これらの写本が同一書物の写本であると結論することは困難であり、写本一つ一つを検証していく必要がある。本稿ではまず、唯一 *Tuhfa* の書名を持つ写本 MS.

Hunt 2のみを *Tuhfa* 写本とし、*Tuhfa* に類似するその他の写本群を、現段階では *Tuhfa* 系写本と呼んで区別することにする。

第2章 *Tuhfa* 写本 MS. Huntington 2 の研究

MS. Hunt 2 は現在もオクスフォード大学ボドリアン図書館に所蔵されており、同大学出身の東洋学者ハンティントン Robert Huntington (1637-1701) によって、彼が中東を歴訪した1671年から1681年の間に収集された写本群を収蔵したフォンドに収められている⁽²¹⁾。現物を閲覧したところ、破損や虫食いなどはほとんどなく、保存状態は極めてよい。写本は、葉数264葉、縦43cm×横30cmで、折り返し付きの茶色の皮張りの表紙で綴じられている。先述のように、サシは、MS. Hunt 2 がアルセイフィー・ユーシュベイの命で編纂されたものとしているが、書写者と書写年代については言及していない⁽²²⁾。また、モリッツは、この写本がヤシュバク・ミン・マフディー Yashbak min Mahdī の命でムハンマド・ブン・アフマド・アルハサニー Muḥammad b. Aḥmad al-Ḥasanī によって書写されたものであることを脚注に記しているが、これについて検討を行っていない⁽²³⁾。その後の研究者も、サシやモリッツが提示したこれらの情報については触れていない。これらの情報について、写本から明らかにしていきたい。

この写本の表表紙にあたる fol. 1a の中心には、「官房長官 (dawādār) であり、財務長官 (ustādār) であり、イスラーム諸王朝の指揮官であり、勝利の軍隊の長—彼の勝利が強固になれ—である高貴にして寛大であり、いと高き御方であるヤシュバク・ミン・マフディーの書庫のために」と金インクを用いた美しい飾り字で記されている。アラビア語の写本では、スルターンやアミール、高位の知識人 ('ulamā') が個人の蔵書のために写本を作らせた場合、写本の表紙にその旨が記される。「～の書庫のために (bi-rasm khizāna～)」という表現は、写本作成の目的を記す際に用いられる典型的な表現の一つであり、特定の個人の蔵書のために写本が作成されたことを意味する⁽²⁴⁾。この写本の書写を命じた人物として登場するヤシュバク・

ルイルミー・ブン・アルジーアーンが編纂した」とあることから明らかと言える。しかし、ここで、この写本が本当に883/1478年に書写されたものかという疑問が沸く。これは、既に死亡した人物に付けられる「故 (marhūm)」という形容詞が、この写本が書写された後の885/1480年に死亡したとされるヤフヤーの名に付されている為である。第二の疑問は、ヤフヤーをこの書の「著者」としてよいかという問題である。MS. Hunt 2では、「編纂した (jama'a)」という語を用いており、これが何を意味するのかについて検討する必要がある。

最初の疑問については、ヤフヤーの死亡年が誤って伝えられている可能性と書写者がヤフヤーは既に死亡したものと思い込んでいた可能性が想定される。まず最初の可能性についてであるが、サハーウィー al-Sakhāwī (d. 902/1497) やイブン・イヤース Ibn Iyās (d. 930/1524以降) はヤフヤーの死亡年を、885年ジュマダー I 月/1478年8月とし、一致している⁽²⁷⁾。特に、サハーウィーは、ヤフヤーとは特別な親交があったことがうかがわれ、そのような人物が死亡年を誤るとするのは考えにくい⁽²⁸⁾。このことから、この問題については、書写者の錯誤によるものと考えの方が妥当といえる。このような錯誤は、書写者とヤフヤーとの間に直接的な関係がないことを示す。すなわち、書写者は、ヤフヤー同席のもとにこの写本を書写したのではなく、ヤフヤーが「編纂した」とする *Tuhfa* の原本あるいはその写しを何らかの形で入手し、書写したということである。そして、前稿で明らかにしたことを併せると、ここで言う *Tuhfa* の原本あるいはその写しとは、『ムラッバウ台帳』から抜き出した記録ということになる。この仮説は第二の疑問と密接に関わる。マムルーク朝において『ムラッバウ台帳』は、軍務庁 (Dīwān al-Jaysh) によって管理されていたと考えられ、軍務庁の記録管理の最高責任者は軍務庁の帳簿方 (mustawfī) であり、*Tuhfa* が書写された当時の軍務庁帳簿方はヤフヤーだった⁽²⁹⁾。すなわち、MS. Hunt 2が『ムラッバウ台帳』から抜き出した記録を書写したものであるとすれば、ヤフヤーは記録を抜き出した人物と考えられる。このことから、ヤ

ミン・マフディー (d. 885/1480) とは、カーイトバーイ al-Ashraf Qāytbāy (r. 872-901/1468-96) 期に軍総司令官 (atabak al-'asākir) であるウズバク Uzbek min Ṭutukh と共に国家の統治を支えたスルターンの両翼の一人で、カーイトバーイ期の財務改革を担った有力アミールである⁽²⁵⁾。この写本はそのような人物が自らの蔵書として作成を命じたものと考えられる。このことは fol. 264a の上部に、「エジプトの官房長官であり、財務長官であり、高貴なる王朝の指導者であり、軍隊の長である崇高かつ知的で優れた貴ヤシュバク・ミン・マフディー—アッラーよ彼の勝利を高め給え—がこれを書くことを命じた。」と記されていることから明らかである。

また、fol. 264a には、「カスィールとして知られ、その叔父シャイフ・ブルハーン・アッディーン・アルマクタブの生徒であるムハンマド・ブン・アフマド・アルハサニー・アルマクタブが A.H. 883年シャバーン月にこれを書いた。」とある。ここから、この写本は883年シャバーン月/1478年10-11月にムハンマド・ブン・アフマド・アルハサニー・アルマクタブなる人物によって書写されたことがわかる。この書写者については不詳であるが、先述のヤシュバクの命で MS. Hunt 2の書写年と同じ883/1478年に同一人物によって書写されたオスマン語写本がエジプト国立図書館に所蔵されていることから、この書写者は、ヤシュバクが写本を注文する際の御用を達する書写者の一人であった可能性がある⁽²⁶⁾。以上のことから、MS. Hunt 2は、有力アミールへの献呈本であることが明らかになったが、写本の作りは非常に手が込んでいる。各地方の始まりの頁には青い糸が、下エジプトと上エジプトの始まりの頁には黄色い糸がしおりとして縫いこまれており、本を閉じた状態でも、それぞれの最初の頁がすぐに引けるような工夫がされている。このことから、MS. Hunt 2が偉大なアミールの為の献呈本として、細やかな配慮のもとに作成されたことを表していると言える。

先行研究において、MS. Hunt 2の著者をヤフヤー・ブン・アルジーアーンとすることは一致している。これは、fol. 1a に「卓越した世界のイマームの長である故シャラフ・アッディーン・ヤフヤー・ア

フヤーは *Tuhfa* の「編纂者」とするのが適切である。MS. Hunt 2 が成立するまでの過程は次のように整理することができる。軍務庁が保管する『ムラッバウ台帳』をもとに、軍務庁帳簿方であったヤフヤーが情報を抜粋して編纂した書が作成され、これを書写し、*Tuhfa* という題名を付け、アミールであるヤシュバクに献呈した書が MS. Hunt 2 である。

ヤフヤーが原本を編纂した時期については、ガルサン Jean-Claud Garcin は、「現在」の土地権利者として記載されているアミールとその官職から、「現在」の情報は880年ジュマーダーI月/1475年9月から885年シャッワール月/1480年12月までの記録としており、これと本稿で明らかにした書写年を併せて考えると、880/1475年から883/1478年の間と言える⁽³⁰⁾。すなわち、MS. Hunt 2は他の *Tuhfa* 系写本よりも原本の成立から最も近い時期に書写された写本と言えるのである。

以上の考察を踏まえて MS. Hunt 2 とその他の *Tuhfa* 系写本の数的情報を比較し、異同について検討する。序章に記される各地方の税収高の総額について、モリッツ校訂、MS. Hunt 2、MS. arabe 5965、MS. arabe 2262、MS. Dār の数値を表にまとめたものが [表1] である。MS. arabe 5965 と MS. arabe 2262 は、22項目のうち異なる項目が2つだけであり、多くの場合において一致している。他方、MS. Hunt 2 と MS. Dār は、他写本との類似性に乏しく、かつこの2写本の間も類似性に乏しいことがわかる。数値の違いが生じる理由として、写本を書写する際に生じた単純な書写ミスである可能性があげられる。これは4写本が一つの原本から派生したものであることを前提とする。[表1] に示された数値の違いは、例えば百の位の数字だけが異なる場合や、十の位の数字だけが異なる場合、また分数で表わされる値が異なる場合など、いずれも部分的な違いである。数値は、モリッツの校訂ではアラビア文字数字で表されているが、これらの写本ではアラビア文字の数詞で書き表される。そのため、写本から書写する際に、ある位を書き落とす、あるいは読み間違えをすれば、その位だけが誤った数値に置き換わるという場合

[表1] モリッツ校訂、MS. Hunt 2、MS. Arabe 5965、MS. Arabe 2262、MS. Dār における税収高の相違

	モリッツ校訂	MS. Hunt 2	MS. 5965	MS. 2262	MS. Dār
A 下エジプト総額	6,228,455	6,228,455	6,128,450	6,228,455	6,228,055
① カイロ郊外	153,075	153,075	153,075	153,075	153,075
② カルユーン地方	419,850	419,850	419,058	419,850	419,850
③ シヤルキーヤ地方	1,411,875	1,411,875	1,411,875	1,411,875	1,411,875
④ ダクハリヤ地方	596,071	596,071	596,071	596,071	596,071
⑤ ダミエッタ郊外	11,100	11,600	11,100	11,100	11,600
⑥ ガルビヤ地方	1,844,080	2,144,080	1,144,080	1,144,080	1,844,080
⑦ マスーフイーヤ地方	574,629 (1/3)	574,629 (2/3)	574,629 (1/3)	574,629 (1/3)	574,629 (1/3)
⑧ イフヤール、バニー・ナスル地方	100,232	114,132	100,132	100,132	100,232
⑨ プハイラ地方	741,294 (2/3)	741,294 (1/6)	741,294 (2/3)	741,294 (2/3)	741,294 (2/3)
⑩ フワ、マザーヒミューキヤイン地方	56,846 (1/2)	56,846 (1/2)	56,846 (1/2)	56,846 (1/2)	56,846 (1/2)
⑪ ナスタラーワ地方	43,500	43,500	43,500	43,500	43,500
⑫ アレキサンドリア郊外	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000
⑬ キヤ地方	62,000	— (* 1)	62,000	62,000	62,000
下エジプト小計	6,025,553 (1/2)	6,278,453 (1/3)	5,324,661 (1/2)	6,026,661 (1/2)	6,026,053 (1/2)
誤差 (A-小計)	202,901 (1/2)	(-)49,998 (1/3)	803,788 (1/2)	903,793 (1/2)	202,002 (1/2)
B 上エジプト総額	3,355,808 (5/6)	3,355,808 (5/6)	3,355,808 (5/6)	3,355,808 (5/6)	3,355,808 (5/6)
⑭ アトフイーフ地方	143,997 (1/2)	143,997 (1/2)	143,997	143,997 (1/2)	143,997 (1/2)
⑮ ファイユーム地方	164,050	164,050	— (* 2)	164,050	164,050
⑯ パフナサー地方	1,302,642 (1/2)	1,302,642 (1/2)	1,302,642 (1/2)	1,302,642 (1/2)	1,301,642
⑰ シュエート地方	762,040	762,040	762,040	762,040	762,040
⑱ アスエーン地方	323,920	323,920	323,920	323,920	323,920
⑲ イフミーム地方	243,925 (1/3)	243,925 (1/3)	243,925 (1/3)	243,925 (1/3)	243,625 (1/3)
⑳ クエス地方	414,633 (1/2)	414,633 (1/2)	N.A	414,633 (1/2)	414,633 (1/2)
上エジプト小計	3,355,238 (5/6)	3,355,208 (5/6)	N.A	3,355,208 (5/6)	3,353,938 (1/3)
誤差 (B-小計)	570	600	N.A	600	1,870 (1/2)

*N.A は、葉の欠損により解読、あるいは計算不可能であった。*表中の数値で、MS. Hunt 2 と同じ数値を太字で示した。
(* 1) 未記入 (* 2) ファイユーム地方の村情報が脱落

(筆者作成)

が想定される。また、MS. Hunt 2がもとにしているのは、『ムラッパウ台帳』から抜き出した記録であり、これには簿記に利用される特殊な数字が用いられたと考えられる。しかしその場合も同様に、ある位のみを書き違えるということが想定できる⁽³¹⁾。第二の理由として考えられるのが、これらの写本全てが一つの記録から派生していない可能性である。つまり『ムラッパウ台帳』がMS. Hunt 2の作成後も利用され続け、必要に応じて数値記録が更新されていたとすると、MS. Hunt 2以降に軍務庁から提供された新たな記録を書写した写本が存在する可能性がある。これについては、次章以降の考察を含めて検討していきたい⁽³²⁾。

第3章 *Tuhfa* の土地情報の時代特定について

Tuhfa を研究に利用する上での問題は、*Tuhfa* の数的情報がいつの時代の記録を反映しているかについて、未だに明らかでないという点である。*Tuhfa* の序文では、「私はアシュラフ・シャーバーンの治世に決定された諸地方の税収高を述べ、村の税収高に変化があった時は現在の税収高を述べる。」とあり、税収高の記載方法を明示しているが、耕作面積についての言及はない⁽³³⁾。またシャーバーン二世期の税収高の記録とは、ナースイル検地で決定された記録とは異なるのか、あるいはナースイル検地の記録をそのまま継承しているかについては明らかではない。

ガルサンは、*Intiṣār* を799/1397年に始まった土地調査の記録、*Tuhfa* の耕作面積情報を777/1376年の記録と見なし、異なる時代の記録に基づいて作成されたこれらの記録を比較し、数値の相違から、耕作面積の記録はA.H. 777年以降も管理、更新されていたという仮説を提示した。また税収高については、基本的にはA.H. 777年の記録であり、「その後～に決定された *istaqarrat*～」という見直し後の記録は880/1475年から885/1480年までの記録とした⁽³⁴⁾。次にハルム Heinz Halm は、*Tuhfa* に記載される耕作面積は715/1315年のナースイル検地の記録、税収高は基本的にはナースイル検地の記録であり、見直し後の記録はA.H. 777年の記録と推定、ガルサンと

は異なる説を提示した⁽³⁵⁾。その後、ミシェル Nicolas Michel は、*Intiṣār* と *Tuhfa*、*DJ* の3史料を用いて、下エジプトのブハイラ県の耕作面積を比較し、3史料間の数値の相違について検討した。ミシェルは、オスマン朝時代の台帳である *DJ* に、マムルーク朝期に耕作面積が見直された年と見直し後の記録が記載されている事例を提示し、ナースイル検地以降、再調査によって耕作面積の記録が更新されていることを明らかにした。他方、土地調査により耕作面積が更新されていたことを明らかにしつつも、ほとんどの数字はナースイル検地時の記録のままであると結論した⁽³⁶⁾。しかしこれらの研究には以下の問題点がある。第一に、ミシェルはブハイラ県の情報のみを扱ったため、土地の再調査の実施がブハイラ県のみの部分的なものだったのか、あるいは他の県においても同様に行われたかについて知ることができない。第二に、税収高の記録についてはガルサンとハルムの説は一致しておらず、*Tuhfa* の税収高の記録がいつの記録を表わすものかについて明らかではない。このことから、*Tuhfa* の記録がいつの時代のものかについて検討したい。

初めに、耕作面積の見直しについて見ていく。*DJ* の各村の記録は、最初に耕作面積やリザク地面積、土地分類などの概要情報がまとめられ、次に土地の種類と土地権利者についての詳細情報が記される⁽³⁷⁾。ここでは *DJ* 全14冊を対象に、ミシェルと同じ手法で、*DJ* の村概要情報中の『チェルケス台帳 *Daftar al-Jarākisa min al-Jarīda al-Qadīma*』から引用された耕作面積の記録について見ていく⁽³⁸⁾。ブハイラ県以外の県で、耕作面積の見直しが行われている例は3件ある。まず、アトフィーフ県アクワーズ・バニー・バフル村 *Aqwāz Banī Bahr* であるが、「746年：924 $\frac{21}{24}$ 、747年：701 ($\frac{4}{24} + 1 \frac{1}{2}$)、748年：700 (単位はフェッターン *faddān*)」⁽³⁹⁾とあり、746/1345-6年から毎年耕作面積が見直されていることがわかる。しかも、その変化は小数点以下に至るまで詳細に記録されている。次の例は、シャルキーヤ県アルド・アルジャミーミー村 *Arḍ al-Jamīmī* で、「検地前 (*qabla al-rawk*)：75、(その後) $66 \frac{2}{3}$ に定められた。」とある⁽⁴⁰⁾。これは、検地前の記録を記載している点で興味深い例であるが、おそらくここ

での検地とは、ナースイル検地を示し、その後ナースイル検地によって記録が見直されたと考えられる。最後はマヌーフィーヤ県ミリージュ村 Milij で、最初に『チェルケス台帳』の記録(1941)が記され、続いてナースイル検地の記録(2990²³/₂₄)が記される⁽⁴¹⁾。DJ中の『チェルケス台帳』の記録は、マムルーク朝が922/1517年にオスマン朝に征服される直前まで更新されていたと見られ、このことから、ミリージュ村の耕作面積記録は、ナースイル検地以降マムルーク末期までの間に更新された可能性を指摘することができる。以上、DJに見られるナースイル検地後の耕作面積の見直しは、ブハイラ県の他にアトフィーフ県、マヌーフィーヤ県に1件ずつ見られるだけであった。加えて、クース県を対象にして、MS. Hunt 2とDJの耕作面積記録を比較したところ、数値が違ったのは42村中3例だけであり、その違いもわずかな差異であった⁽⁴²⁾。以上の結果から、ブハイラ県以外でも耕作面積の見直しが行われたと考えられるものの、*Tuhfa*の多くの数値はナースイル検地の記録を保っているとするミシエルの見解の妥当性を証明する結果となった。

次に、税収高の見直しについて、同様にDJを用いて比較検討する。*Tuhfa*には税収高が見直されている例が多数見られる。例えばクース県マハーニス村 Makhānis の税収高について、「かつては15000ディーナール、(その後)2500ディーナールに決定された。」とあるように、*Tuhfa*では通常、税収高に変化があった場合、変更前と変更後の記録が示される⁽⁴³⁾。DJの村概要情報に見られるDJの税収高の変化に関する記述をまとめたものが[表2]である。*Tuhfa*とは対照的に、DJに税収高に関する情報が記載されることは珍しく、税収高の変化についての記録が記載されている例は14件のみであった⁽⁴⁴⁾。このうち4件(表中②③⑫⑭)は2回以上記録が更新されており、内3件(表中②③⑭)は記録の更新日まで記載されている。表中⑭は、先述したマハーニス村の記録である。DMの情報では、古い記録(qadim)、732/1332年の記録、779/1377年の記録、808/1405年の記録とある。古い記録が、ナースイル検地以前の記録を表わしているのか、ナースイル検地時の記録を表わしているのかは明らか

ではないが、その他の記録が書き換えられた日付については明らかである。A.H. 732年に書き換えられた記録と*Tuhfa*の「かつて」の記録は一致し、A.H. 808年の記録と、*Tuhfa*の書き換えられた記録は一致する。このようなDJのいずれかの時期の更新記録と*Tuhfa*の更新記録の一致は、5件(表中①③⑤⑦⑨)を除いた全ての事例において見られる。①は、DJでは822/1419年に記録が更新されているが、*Tuhfa*では記録が更新されておらず、古い記録のみを伝えている⁽⁴⁵⁾。これには『ムラッバウ台帳』にこの村の更新後の記録が記載されていなかった可能性や、原本編纂の段階で書き落とした可能性が考えられるが、ここでは明らかではない。他4件については、③は小数点以下の違い、⑦は一の位のわずかな違いのみで、⑤と⑨は簿記用の特殊数字の読解上の間違いに起因すると考えられる⁽⁴⁶⁾。ここでは、②で、*Tuhfa*が成立した時期に近い873/1469年の記録が反映されていることに注目したい。このことから、*Tuhfa*における税収高の記録は、A.H. 777年の記録と編纂時の最新の記録を記していると言えよう。

以上の考察から、*Tuhfa*の耕作面積は、A.H. 777年までの更新記録が反映されているとはいえ、基本的にはナースイル検地の記録であること、他方、税収高は基本的にはA.H. 777年の記録だが、それ以降に記録が見直された場合は、*Tuhfa*の原本の編纂時の記録が併記されたことが明らかになった。このような耕作面積と税収高についての記録方法の違いは、国家にとっても軍人にとっても主たる関心は税収高にあったことを示していると言えよう。

第4章 マムルーク朝後期における 土地記録の更新と管理

これまでの考察で、*Tuhfa*はヤフヤーが、『ムラッバウ台帳』を基に情報を抜粋し、編纂した原本を書写したものであることが明らかになった。では、*Tuhfa*の原本はどのような目的で編纂されたのだろうか。マムルーク朝期の帳簿は、通常、シヤーク体(又はシヤークト体)と呼ばれる帳簿用の特殊なアラビア文字で書かれたと推測

[表2] DJに見る税収高の変化に関する記述

	村名	DJの税収高についての記述	Tuhfaの税収高	出典
①	ガルビーヤ県 ハッダード村	イブラは4000、その後822年ムハッラム月7日/1419年 2月3日の土地調査 (tarbi') で、その半分の2000に 定められた。	4000	DJ 4626, f. 97a; MS. Hunt 2, f. 85a.
②	ガルビーヤ県 アムユート村	イブラは17000、その後780年シャッワール月8日/1379 年1月28日に8500に定められ、873年シャッワール月 5日/1469年4月18日付の命令書 (marsüm) で4250に 定められた。	17000→4250	DJ 4626, f. 232a; MS. Hunt 2, f. 92b.
③	アトフイーフ県 アトフイーフ村	イブラは25000、そして24400、その後25000、その後 811年サファール月/1408年付けの命令書で12500 1/4に定 められた。	24400→12500	DJ 4639, f. 1a; MS. Hunt 2, f. 206a.
④	アトフイーフ県アクワー ズ・パニー・バフル村	イブラは12600、その後3000に定められた。	12600→3000	DJ 4639, f. 30b; MS. Hunt 2, f. 206a.
⑤	アトフイーフ県 アルンブル村	イブラは8000、その後4000に定められた。	8000→9000	DJ 4639, f. 32a; MS. Hunt 2, f. 206a.
⑥	アトフイーフ県 アッタッピーン村	イブラは3000、その後2000に定められた。	3000→2000	DJ 4639, f. 35a; MS. Hunt 2, f. 206a.
⑦	アトフイーフ県 ハイイ・アルサギール村	イブラは3500、その後2916に定められた。	3500→2920	DJ 4639, f. 38a; MS. Hunt 2, f. 206b.
⑧	アトフイーフ県 サーリヒューヤ村	イブラは2000、その後1000に定められた。	2000→1000	DJ 4639, f. 47b; MS. Hunt 2, f. 206b.

⑨	アトフイーフ県 カラビーヤ村	イブラは1400、その後700に定められた。	1400→900	DJ 4639, f. 51a; MS. Hunt 2, f. 206b.
⑩	アトフイーフ県 イスタブル村	イブラは4000、その後5000、そして1250に定められた。	5000→1250	DJ 4639, f. 59a; MS. Hunt 2, f. 207a.
⑪	アトフイーフ県 ヒルワーン村	イブラは5000、その後4166に定められた。	5000→4166	DJ 4639, f. 93a; MS. Hunt 2, f. 208b.
⑫	ファイユーム県ザート・ アッサファー村	イブラは24000、その後15,000、その後5000、そして 2500に定められた。	5000→2500	DJ 4645, f. 75b; MS. Hunt 2, f. 214a.
⑬	アシユムナーイン県 パニー・スイラージュ村	元 (qadim) のイブラは2000、その後500に定められた。	2000→500	DJ 4625, f. 156a; MS. Hunt 2, f. 244a.
⑭	クース県 マハーニス村	元 (qadim) : 8000、732年ラビー・II月24日/1332年1月 24日 : 15000、779年ムハッラム月23日/1377年6月1 日 : 5000、808年ジュマダー・II月4日/1405年11月27 日 : 2500。	15000→2500	DJ 4633, f. 94a; MS. Hunt 2, f. 263a.

* Tuhfaの税収高において、DJの記録と異なる数値を太字で示した。

(筆者作成)

非居住の村の名前、耕作地面積及び休閑地面積、各種税についての確認を行い、3年間の各年の収入 (mutahaṣṣil) とその合計を定める。調査は官庁が権利を持つ土地である村とイクター地である村を混同しないように行われ、村の数と耕作面積の概要、土地そのもの ('ayn) と農作物 (ghilla) についての概要を、ヒジュラ暦による税收 (mu'āmalāt) について詳しく記載しながら定めるとする⁽⁴⁹⁾。このことから、定期的に調査が行われていたと考えられるが、これらの調査の実施についての記録は、年代記や伝記集などの叙述史料にはほとんど見られない⁽⁵⁰⁾。このことからみて、土地調査は、ナースィル検地に見られるような有力アミールをはじめとする軍人層の動員をせず、軍務庁の帳簿方を中心として行うものであったと考えられる。定期的な土地調査を行政官だけで行うことは、イクターをめぐって軍人同士の権力抗争が起こりうるマムルーク朝国家体制においてその不正を防ぎ、税收源としての土地を管理するのに必要不可欠なシステムと言える。マムルーク朝においてこの土地調査と土地台帳の更新、管理の任務を担ったのがジーアーン家であり、同家は740/1339-40年代から登場し、特にマムルーク朝後期には軍務庁帳簿方の職務をほぼ世襲・独占した⁽⁵¹⁾。この背景には、帳簿方は税收高の算出に関わる複雑な計算や、特殊文字を用いた帳簿の読み書きという専門的知識を有するだけでなく、エジプトの村々に精通していることが条件であり、このような知識はマドラサなどで誰もが学ぶことができる類の知識ではなく、一家や特定の集団の中で受け継がれていく類の知識だったことが考えられる。特定の家が責任を負うことは、結果的に、イクターに関する業務の独立性を維持し、政治的影響力を排除する作用をもたらすと同時に、同時代の人々に「ジーアーン家＝土地記録の管理者」という認識を植え付けた。オスマン朝によるエジプト征服後、マムルーク朝時代の土地記録の収集と提出が「ジーアーン家」に求められ、その責務を果たしたのは同家に入入りし帳簿方を担っていたマラキー家の兄弟であったことは、土地行政の独立性と連続性をよく示している⁽⁵²⁾。

以上のように、ナースィル検地以降も、軍務庁帳簿方によって土

され、『ムラッバウ台帳』も同様に特殊文字が使われていたと考えられる。他方、*Tuhfa* やその他の *Tuhfa* 系写本は、明瞭なアラビア文字で書かれている。*Tuhfa* の原本から MS. Hunt 2 を書写した人物は、財務書記官ではなく通常の写本書写者であったことを考慮すると、原本もまた通常のアラビア文字で書かれた可能性が高く、このことから *Tuhfa* の原本は、財務書記官以外の読者を対象にしたエジプトの村々についての便覧として編纂されたと考えられる。すなわち、アミール・ヤシュバクが、財務長官職や宰相職といった財務に関わる重職だけでなく、エジプトの地方に精通している必要がある全エジプト地方総督職を兼任していたことから、MS. Hunt 2 は、ヤシュバクが任務を遂行する際に参考する書として編纂されたと言えよう。

それでは、*Tuhfa* が A.H. 777年の記録を収めた台帳をもとにすることにどのような意味があったのだろうか。*Tuhfa* の特徴は、過去と「現在」の記録を併記している点にあり、これにより読者は A.H. 777年の記録と A.H. 880年代前半の記録を比較して、約100年の間に税收高や土地の保有形態がどのように変化したかを一目で知ることができる。シャーバーン二世期とは、カラーウン家の実質的な支配が続いた最後の治世であり、カルカシャンディー al-Qalqashandī (d. 821/1418) は、ナースィル検地によってシャーバーン二世の治世まで続く帝国の基礎が確立されたとして一線を画している⁽⁴⁷⁾。このことから、*Tuhfa* は、カラーウン家の時代から、チェルケス・マムルーク朝を開いたバルクーク al-Zāhir Barqūq (r. 784-91, 792-801/1382-9, 1390-9) の即位とそれに伴う諸改革を経て、エジプトの税收高や土地の保有形態がどのように変化したかを知ることができる史料として参考にされていたと考えることもできるだろう。

マムルーク朝において、イクターの授与と管理を管轄していたのは軍務庁であり、軍務庁帳簿方は土地記録の管理やイクター地からの収入の算出といったイクター制の行政実務を担った⁽⁴⁸⁾。ヌワイリー al-Nuwayrī (d. 733/1333) によれば、軍務庁の帳簿方は3年に一度土地調査の実施が任務とされていた。この調査では、居住及び

地調査及び記録の更新は行われ、適宜、『要約台帳 *Daftar al-Ijmāl*』などの要約系統の台帳や『イクター台帳 *Daftar al-Iqtā'ār*』などの詳細系統の台帳といった各種台帳の記録も更新されていった⁽⁵³⁾。マムルーク朝後期には、売買による国有地の私有地化やワクフ地化が顕著となっていくが、このような売買やワクフの記録も軍務庁の管理する土地台帳に記録され、*Tuhfa* や *DJ* にも情報が残され、後代オスマン朝に継承され、参照され続けたのである。

おわりに

Tuhfa 系写本は、マムルーク朝期から近代に至るまで書写され続けた。本稿では MS. Hunt 2 の検討を主としたが、果して、全ての *Tuhfa* 系写本は、一つの原本、つまり MS. Hunt 2 の原本から派生したものなのだろうか。例えば MS. Amīn は、*Tuhfa* と似た題名を持ち、編纂者をアフマド・ブン・アルジーアーン (d. 931/1524-5) とする。アフマドは、916/1510-11年以降ヤフヤーと同様に軍務庁帳簿方職を務め、マムルーク朝末期からオスマン朝初期にかけて重職を歴任した人物である⁽⁵⁴⁾。もし、この写本情報に誤りがなく、第3章で考察したように土地記録の更新がされていれば、ヤフヤーとアフマドという異なる時代の帳簿方が編纂した情報には、相違があって然るべきである。また、ケンブリッジ大学所蔵の *Tuhfa* 系写本 MS. Qq. 65 を研究したステーンベルヘン Jo Van Steenberghe は、MS. Qq. 65 が *Tuhfa* に似ているものの、数的情報だけでなく土地権利者についての情報もモリッツの校訂と異なる点があることを指摘し、*Tuhfa* とは異なる写本である可能性を指摘している⁽⁵⁵⁾。今後の研究では、*Tuhfa* については MS. Hunt 2 を底本とし、ジーアーン家による他の時代の土地記録を基にした原本の編纂の可能性を考慮しながら、土地行政の研究を進めていく必要がある。

史料および略号一覧

Badā'i': Ibn Iyās (d. ca. 930/1524), *Badā'i' al-Zuhūr fī Waqā'i' al-Duhūr*. Muḥammad Muṣṭafā (ed.), 5 vols., Wiesbaden, 1960-75.

Daw: al-Sakhāwī (d. 902/1497), *al-Ḍaw al-Lāmi' li-Ahl al-Qarn al-Tāsi'*. 12 vols., al-Qāhira, n.d.

Ibn al-Furāt: Ibn al-Furāt (d. 807/1405), *Ta'rikh al-Duwal wal-Mulūk*. vols. IV-V-1, H. M. al-Shammā' (ed.), al-Baṣra, 1967-70, vols. VII-IX, Q. Zarīq (ed.), Bayrūt, 1936-42.

Intiṣār: Ibn Duqmāq (d. 809/1406), *Kitāb al-Intiṣār li-Wāsiṭa 'Iqd al-Amṣār*. E. Vollers (ed.) (repr.), Frankfurt am Main, 1992.

Khiṭa': al-Maqrīzī (d. 845/1442), *al-Mawā'iz wal-I'tibār fī Dhikr al-Khiṭa' wal-Āthār*. Ayman Fu'ād Saīd (ed.), 5 vols., London, 2002-4.

Nihāya: al-Nuwayrī (d. 733/1333), *Nihāyat al-Arab fī Funūn al-Adab*. F. M. Shaltūt, M. Hījāzī, etc. (ed.), 33 vols., al-Qāhira, 1923-98.

Ṣubḥ: al-Qalqashandī (d. 821/1418), *Ṣubḥ al-A'shā fī Ṣinā'at al-Inshā'*. 14 vols., al-Qāhira, 1963.

Tuhfa: Yahyā b. al-Jī'ān (d. 885/1480), *Kitāb al-Tuhfa al-Sanīya bi-Asmā' al-Bilād al-Miṣriya*. B. Moritz (ed.), al-Qāhira, 1974.

註

- (1) R. Stephen Humphreys, *Islamic History: A Framework for Inquiry* (Revised Edition), Princeton, 1991, p. 170.
- (2) 後期マムルーク朝 (チェルケス・マムルーク朝: 784-922/1382-1517) の国有地売却による私有地の増加を論じたアブー・ガーズィーの研究 Imād al-Dīn Abū Ghāzī, *Taṭawwur al-Hiyāza al-Zirā'iya Zaman al-Mamālīk al-Jarākisa: Dirāsa fī Bay' Amlāk Bayt al-Māl*, Cairo, 2000 や、マムルーク朝末期の国家の在り方を軍人のワクフ経営など経済基盤の変化から説明した五十嵐大介「マムルーク体制とワクフ—イクター制衰退期の軍人支配の構造—」『東洋史研究』66-3、2007年、34-64頁などがある。
- (3) 熊倉和歌子「後期マムルーク朝におけるエジプト土地文書行政の諸相: オスマン朝期『軍務台帳』に見るマムルーク朝土地台帳とその利用」『お茶の水史学』53、2010年、41-83頁。*DJ* は10/16世紀半ば以降オスマン朝において、旧制下に売却などを通じて国有地から放出された土地 (私有地、ワクフ (寄進) 地) を確定する際に編纂された。エジプトの各村

の概要情報と村の私有地やワクフ地に関する詳細情報が記録されている。熊倉和歌子「マムルーク朝土地制度史研究における新史料—エジプト国立文書館所蔵オスマン朝土地台帳『軍務台帳』—」『日本中東学会年報』25-2、2009年、59-81頁。

- (4) リザク地とは、慈善リザク地と軍事リザク地に大別される。慈善リザク地は、収益が宗教的目的又はその他の慈善活動や村のコミュニティ維持のために充てられる土地で、軍事リザク地は、軍人やその家族を主とした受給者の生活保障を目的にした年金であった。A. N. Poliak, *Feudalism in Egypt, Syria, Palestine, and the Lebanon, 1250-1900*, London, 1939, pp. 32-34; Muḥammad Amīn, *al-Awqāf wal-Ḥayāt al-Ijtimā'īya fī Miṣr 648-923 A.H./1250-1517 A.D. Dirāsa Tārīkhīya Wathā'iqīya*, Cairo, 1980, pp. 108-110.
- (5) Silvestre de Sacy, *Relation de l'Égypte par Abd-Allatif, médecin arabe de Baghdad*, Fuat Sezgin (ed.) (repr.), Frankfurt am Main, 1992, p. 587. ピケがまとめた書は、BNF, MS. arabe 2263に所蔵されている。William Mac Guckin de Slane, *Catalogue des manuscrits arabes*, Paris, 1883-1895, p. 397. なお、サシの時代には、MS. arabe 2262は旧所蔵番号 MS. 693がふられていたが、本稿ではその他の写本についても同様に、現在の所蔵番号に統一して記す。
- (6) Slane, *Catalogue*, p. 396.
- (7) Sacy, *Relation de l'Égypte*, p. 591.
- (8) この人物は、経歴から東洋学者ハンマー・ブルクシュタル Joseph von Hammer-Purgstall (1774-1856) ではないかと推測されるが、サシが提示する名前 M. Hammer と異なる。ハンマー・ブルクシュタルについては、*The Encyclopædia Britannica: A Dictionary of Arts, Science, Literature and General Information, 11th edition*, Cambridge, 1910, p. 898.
- (9) Sacy, *Relation de l'Égypte*, pp. 587-588.
- (10) この写本については、サシは所蔵番号などを記載していないため、不詳。Sacy, *Relation de l'Égypte*, p. 588.
- (11) Sacy, *Relation de l'Égypte*, p. 588; Giorgio Levi Della Vida, *Elenco dei Manoscritti Arabi Islamici della Biblioteca Vaticana, Vaticani Berberiniani Borgiani Rossiani*, Vatican, 1935, p. 15.

- (12) Sacy, *Relation de l'Égypte*, p. 589.
- (13) Sacy, *Relation de l'Égypte*, pp. 581-704.
- (14) *Tuhfa*, pp. II-III.
- (15) この人物については、Khayr al-Dīn al-Ziriklī, *al-A'lām Qāmūs Tarājīm li-Ashhar al-Rijāl wal-Nisā' min al-'Arab wal-Musta'ribūn wal-Mustashriqīn*, Bayrūt, 2005, vol.2, p.17.
- (16) *Tuhfa*, pp. II-III. 筆者はこの写本の所在を確認できなかった。これと同名の写本がバチカン図書館に所蔵されている (MS.Vaticani Arabi 283) が、写本情報から MS. Amīn とは異なる。Della Vida, *Elenco*, p. 18.
- (17) *Tuhfa*, p. III; MS. arabe 5965, fol. 122b. なお、BNF の書誌目録によると、書写年は970/1562-3年となっている。E. Blochet, *Catalogue des manuscrits arabes des nouvelles acquisitions (1884-1924)*, Paris, 1925, p. 150.
- (18) *Tuhfa*, pp. II-III.
- (19) *Tuhfa*, pp. II-III.
- (20) *Tuhfa*, p. IV.
- (21) *Dictionary of National Biography*, "Huntington, Robert".
- (22) Sacy, *Relation de l'Égypte*, pp. 587-588.
- (23) *Tuhfa*, p. III, n. 2.
- (24) Ayman Fu'ād Saīd, *al-Kitāb al-'Arabī al-Makḥūṭ wa 'Im al-Makḥūṭāt*, Cairo, 1997, vol. 2, pp. 453-472. この中にヤシュバクの命による写本の例がある。Ibid., p. 470.
- (25) 873/1468年、当時官房長官であったヤシュバクは宰相職 (wazīr) と全エジプト地方総督職 (kāshif al-kushshāf) を兼任、同年財務長官職も兼任し、財務に関わる重職を一括して担った。873/1468年から874/1469-70年にかけて度重なる地方遠征を行い、上下エジプトにおけるアラブ遊牧民の反乱を治めた。883/1478年には武具長官職 (amīr silāḥ) も与えられ国家の重職を一手に担うことになった。ヤシュバクはシリア遠征も行っており、Ibn Ajā, *al-'Irāk bayna al-Mamālīk wal-'Uthmāniyyīn al-Atrāk: ma'a Riḥlat al-Amīr Yashbak min Mahdī al-Dawādār*, Dimashq, 1986はこの時の遠征記である。Daw', vol. 10, pp. 272-274; Carl F. Petry, *Protectors or Praetorians?: The Last Mamlūk Sultans and Egypt's waning as a Great Power*, New

- York, 1994, pp. 15-18; 五十嵐大介「マムルーク朝末期の財務行政—国家財政とスルターン財政—」『人文研紀要』（中央大学人文科学研究所）61、2007年、87-93頁；Daisuke Igarashi, “The Financial Reforms of Sultan Qāyt-bāy”, *Mamlūk Studies Review*, vol. 13-1, 2009. pp. 33-38.
- (26) *Kitāb Turk Diliñja*, Dār al-Kutub al-Miṣriya, Cairo, MS. Mawā'iz, Turki 16. この写本はマイクロフィルム化されておらず、筆者は現物を確認することはできなかった。
- (27) *Ḍaw'*, vol. 10, p. 229; *Badā'i'*, vol. 3, p. 168.
- (28) *Ḍaw'*, vol. 10, p. 228.
- (29) ヤフヤーが帳簿方を務めた期間は、864年ラビー I 月26日/1460年1月20日から死亡するまでと考えられる。*Badā'i'*, vol. 2, p. 357.
- (30) ガルサンは、厩長官 (amīr ākhūr) として記載されるキジュマース Qijmās al-Ishāqī がこの職に任命された年から、ヤシュバクが死亡する年までとした。Jean-Claude Garcin, *Un centre musulman de la Haute-Égypte médiévale: Qūṣ*, Cairo, 1976, p. 456, n. 3.
- (31) 特殊数字については、Husayn Kazem Zade, “Les chiffres siyak et la comptabilité persane”, *Revue du Monde Musulman*, vol. 130, 1915, pp. 1-51; İsmail Otar, *Muhasebede Siyakat Rakamlari*, Istanbul, 1991; Nicolas Michel, “Les rizaq iḥbāsiyya, terres agricoles en mainmorte dans l'Égypte mamelouke et ottoman. Étude sur les dafātir al-aḥbās ottomans”, *Annales Islamologiques*, vol. 30, 1996, p. 130.
- (32) ここでは [表 1] の数値が異なる理由を断定できないが、各写本の提示する総額 (表中 A 及び B) が、各地方の税収高の合計額と合わないことから、いずれの写本も数値上の誤りを含んでいると考えられる。
- (33) 他写本も同様に記される。MS. Hunt 2, fol. 1b; MS. arabe 5965, fol. 1b; MS arabe 2262, fol. 1b.
- (34) Garcin, *Un centre musulman*, pp. 454, 456.
- (35) Heinz Halm, *Ägypten nach den mamlukischen Lehensregistern*, 2 vols. Wiesbaden, 1979-82, pp. 30-31.
- (36) Nicolas Michel, “Villages désertés, terres en friche et reconstruction rurale en Égypte au début de l'époque ottoman”, *Annales Islamologiques*, vol. 36,

2002, pp. 235-240.

- (37) 前掲註 (3) 熊倉「新史料」、69-71頁。
- (38) 『チェルケス台帳』はオスマン朝征服時にオスマン朝に提出されたマムルーク朝の土地台帳の一つである。前掲註 (3) 熊倉「土地文書行政」、42-51頁。
- (39) *DJ* 4639, fol. 30b.
- (40) *DJ* 4641, fol. 33b.
- (41) *DJ* 4634, fol. 146b.
- (42) 違いがあったのは、ジャバライン村 al-Jabarayn (耕作面積の数値は、MS. Hunt 2: 1450, *DJ*: 1452)、トゥーフ・ダマヌー村 Ṭūkh Damanū (MS. Hunt 2: 5021, *DJ*: 5011)、ファルジュート村 Farjūt (MS. Hunt 2: 23000, *DJ*: 22999)。
- (43) MS. Hunt 2, fol. 263a.
- (44) *DJ* の村概要情報中に税収高が記載されている事例は52件である。*DJ* に税収高が記録されなかったのは、*DJ* が私有地やワクフ地などの土地とその権利者の確定の為に編纂された台帳であり、徴税の為に台帳でないためと考えられる。前掲註 (3) 熊倉「新史料」、62-68頁。
- (45) この村については、他の *Tuhfa* 系写本も同様に更新後の記録が記載されていない。MS. arabe 5965, fol. 42a; MS. arabe 2262, fol. 43b; MS. Dār, fol. 50a.
- (46) 特殊数字の4000と9000、700と900は似通っていて、見分けるのが難しい。Nicolas Michel, “Les rizaq iḥbāsiyya”, p. 130.
- (47) *Ṣubḥ*, vol. 4, p. 14. シャーバーン II 世は778/1377年に暗殺され、その後彼の二人の息子の擁立を経て、784/1382年にバルクークがスルターン位に就いた。五十嵐大介「ポスト・ナスィル時代の政治システムの変動—チェルケス・マムルーク朝の成立過程—」『アジア史研究』32、2008年、550-552頁。
- (48) *Nihāya*, vol. 8, pp. 200-213; *Khiṭāṭ*, vol. 3, pp. 706-707; Poliak, *Feudalism*, pp. 20-21.
- (49) *Nihāya*, vol. 8, p. 297.
- (50) 799/1397年に測量 (misāḥa) が行われた記述がある。Ibn al-Furāt, vol.

IX, p. 461; *Sulūk*, vol. 3, p. 876. また、佐藤はナースイル検地以降マムルーク朝末期までに少なくとも2回(791/1389, 798/1396)、検地実施の記録があることを指摘している。佐藤次高『中世イスラム国家とアラブ社会—イクター制の研究—』山川出版社、1986年、232頁；Sato Tsugitaka, *State and Rural Society in Medieval Islam: Sultans, Muqta's and Fallahun*. Leiden, 1997, p. 145.

- (51) Bernadette Martel-Thoumian, *Les civils et l'administration dans l'État militaire mamlūk, 9e/14e siècle*, Damas, 1991, pp. 295-319；前掲註(3)熊倉「土地文書行政」、47頁。
- (52) 前掲註(3)熊倉「土地文書行政」、43-51頁。
- (53) マムルーク朝期の土地台帳については、前掲註(3)熊倉「土地文書行政」、52-75頁。
- (54) Martel-Thoumian, *Les civils*, p. 316.
- (55) Jo Van Steenberg, “Tawqīm al-Buldān al-Miṣriya (C.U.L. MS. Qq. 65). Identifying a Late Medieval Cadastral Survey of Egypt”, U. Vermeulen and J. Van Steenberg (ed.), *Egypt and Syria in the Fatimid, Ayyubid and Mamluk Eras IV*, Leuven, 2005, pp. 475-489.

付記：本稿は、イスラーム地域研究東洋文庫拠点公募研究「イスラーム圏におけるイラン式簿記術の展開：オスマン朝治下において作成された帳簿群を中心として」(文部科学省委託事業)及びお茶の水女子大学大学院教育改革支援プログラム「日本文化研究の国際的情報伝達スキルの育成」(「国際教育」推進事業、学生海外調査研究)による研究成果である。

(お茶の水女子大学大学院人間文化研究科博士後期課程)